

議員提案第47号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

串田修平

吉田孝志

皆川英二

小野清一郎

渡辺均

内山則男

佐藤耕一

山際務

宇野耕哉

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月1日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の2項を加える。

- 3 目的物の価額が1件300万円以下の訴えの提起，和解及び調停に関する事（次項に掲げるものを除く。）。
- 4 市営住宅の家賃等の支払又は明渡しの請求に係る訴えの提起，和解及び調停に関する事。

附 則

この議決の効力は，平成30年1月1日から生ずるものとする。